

青森県建築審査会の公開等に関する取扱要領

平成22年8月9日

部長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要領は、「附属機関等の管理に関する要綱」(平成8年12月1日制定)及び「附属機関等の管理に関する要綱の運用方針」(平成8年12月1日制定)に基づき、青森県建築審査会(以下「審査会」という。)の公開等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審査会の会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する議案の審議については、非公開とする。

- (1) 個人に関する情報に係るものとして次のいずれかに該当するもの
 - ア 自己用住宅に関する案件
 - イ 店舗、事務所又は工場等と住宅部分が切り離し困難な併用住宅に関する案件
- (2) 青森県情報公開条例第7条第4号に規定する案件について、審査会が非公開とすべきと認めるもの。
- (3) 前2号以外の案件で、審査会が非公開とすべきと認めるもの

(会議の傍聴)

第3条 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

第4条 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。

- (1) 会議の規模等の状況により、会議を傍聴しようとする者の数に制限を設ける場合は、先着順において傍聴人を決定するものとする。
- (2) 傍聴人は、係員の指示に従い入退室するものとする。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
 - ア 銃器、棒その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - イ はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携帯している者
 - ウ はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - エ ラジオ、拡声器、無線機の類を携帯している者
 - オ マイク、録音機、写真機、ビデオカメラの類を携帯している者(報道関係者を除く。)

- カ 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - キ 下駄、木製サンダルの類を履いている者
 - ク 酒気を帯びていると認められる者
 - ケ 異様な服装をしている者
 - コ その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- (4) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 会議を傍聴する者は、次の事項を守らなければならない。
- ア 会議開催中は、厳粛に傍聴すること。
 - イ 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - ウ 私語、談笑又は騒ぎ立てるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
 - エ 携帯電話及びポケットベルの類を携帯している者は、会議開催中はその電源を切っておくこと。
 - オ 飲食及び喫煙をしないこと。
 - カ 写真撮影、録音又は録画等を行わないこと。ただし、報道機関については、議事進行に支障のない範囲内において認めるものとする。
 - キ その他会議の議事進行に支障となる行為をしないこと。
- (6) 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。
- (7) 傍聴人が前2号に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附則

この要領は、平成22年8月9日から施行する。